

犯罪被害者等への多機関連携支援に係る 啓発資材（動画・チラシ）作成業務委託仕様書

1 業務名

犯罪被害者等への多機関連携支援に係る啓発資材（動画・チラシ）作成業務

2 業務の目的

令和8年度から新たに取り組む犯罪被害者やその家族又は遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）への多機関連携支援について、制度の周知を行うとともに、犯罪被害者等の置かれた状況や支援等に関する理解促進を図り、それぞれの立場で理解を深め、犯罪被害者等をみんなで支え合いながら誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目的に、動画やチラシによる啓発資材を作成する業務を委託する。

（1）使用場面

- ・県HPへの掲載や犯罪被害者月間（11/1～12/1）等における広報活用。
- ・愛媛県警（以下、「県警」という。）、公益社団法人被害者支援センターえひめ（以下、「センター」という。）、県内市町をはじめ関係機関における広報活用。

（2）必須内容

①多機関連携支援制度の周知について

犯罪被害者等が求める多岐にわたるニーズを把握し、県、県警、センター、市町その他の関係機関等が連携して、一元的かつ途切れることのない支援を提供するため、支援内容について協議を行う多機関連携支援調整会議の開催などを実施。

②犯罪被害者等への支援に関する理解促進

- ・犯罪被害者等の置かれている状況や二次被害防止
- ・愛媛県犯罪被害者等支援条例や愛媛県犯罪被害者等支援金制度
- ・犯罪被害に遭った場合の相談先一覧（県警やセンターは特出しすること）
- ・犯罪被害者遺族や支援機関のインタビュー

3 委託期間

本件業務の委託期間は、契約締結日から令和8年9月30日（水）までとする。

4 委託業務内容

本件業務は、上記2に記載する業務の目的を踏まえた企画提案に基づき、取材や撮影等を行い、動画及びチラシを作成する。

（1）共通事項

- ・犯罪被害者等や犯罪被害者等を支援する県民等に伝わりやすい構成とする。
- ・受託者との校正データ等のやり取りは、原則として、USBメモリなどは使用せず、電子メール等で行うこととする。

（2）啓発用動画の作成

動画の内容は企画提案を基に受託者と協議の上決定するが、上記2（2）に記載する必須内容に基づき以下のとおり動画を2種類（本編（5分）及び短尺（30秒））作成すること。

<本編（5分）>

- ① 多機関連携支援制度の周知について〔2分程度〕
- ② 犯罪被害者等への支援に関する理解促進〔3分程度〕
 - ・必要な演者については、県と受託者で協議のうえ決定すること。
 - ・撮影・動画編集に際しては、内容に応じて映像資料、BGM、ナレーションや字幕などを加え視聴者が飽きることなく視聴できるよう工夫を凝らすこと。
 - ・映像に映り込んだ不要物や一般県民などは、SNS等で発信することを前提に、映像処理を行うこと。
 - ・撮影機材、撮影場所、時間、写真画像技術等を工夫することとし、撮影に必要な一切の調整及び許認可等の諸手続きは、受託者自身で行うこと。

- ・受託者は、成果品の納入までに、県による動画の内容チェックを受けること。
<短尺（30秒）>
本編の視聴に繋がるようなショート動画とすること。

(3) チラシの作成

上記（2）の動画について、多機関連携支援を中心に概要を分かりやすく抜粋した内容のチラシを作成すること。

- ・規格A4両面1枚、カラー
- ・部数 3,000部 ※仕切紙等で100部ごとに仕分けすること。

5 事業計画書及び実績報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに事業実施内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、受託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 動画は県ホームページやYouTube等で再生可能な形式（DVD）のデータを提出すること。
- (4) チラシは県ホームページ等に掲載できる画像データ（PDF等）を提出すること。
- (5) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (6) 県は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内で仕様の変更に応じること。

6 成果品

- (1) 成果品の帰属
本業務で得られた成果は、原則として県に帰属する。
- (2) 納入期限
令和8年9月2日（水）までに作成、納品すること。
- (3) 納入場所
愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課

7 留意事項

- (1) 著作権の扱い
本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を含む。）は、県に帰属するものとする。また、これらは無償で二次利用できるものとする。
- (2) 権利関係の処理
 - ① 広告物等に含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
 - ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (3) 秘密保持
本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) その他
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合、県と受託者が協議の上、定めることとする。
上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然と考えられるものについては本業務とする。